平成25年４月10日

参　考　資　料

**臨時特例企業税の返還状況**

返還予定額約635億円の約８割を返還済み

◎　４月５日までに、100社に、約513億2,000万円を返還

　　納付済み税額　　　389億1,694万4,800円

　　還付加算金相当額　124億　753万9,400円

　　　　　計　　　　　513億2,448万4,200円

○　いすゞ自動車に対して、判決の翌日（３月22日）に、約26億9,000万円を返還

　　納付済み税額　　　 19億7,919万2,300円

　　還付加算金相当額 　 7億 996万8,800円

　　　　　計　　　　　 26億8,916万1,100円

○　３月29日に、35社に、約353億3,000万円を返還

　　納付済み税額　　　269億6,084万5,700円

　　還付加算金相当額　 83億7,077万2,800円

　　　　　計　　　　　353億3,161万8,500円

○　４月５日に、64社に、約133億円を返還

　　納付済み税額　　　 99億7,690万6,800円

　　還付加算金相当額　 33億2,679万7,800円

　　　　　計　　　　　133億　370万4,600円

問い合わせ先

神奈川県総務局財政部税制企画課

課　長　長谷川　045-210-2300

副課長　　　045-210-2301

臨時特例企業税訴訟に係る訴訟費用等について

参　考

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 訴訟手数料 | 弁護士報酬 | 意見書作成料等 | 計 |
| 第一審 | 　（498万円） | １億2,600万円  | 2,557万円 | １億5,157万円（１億5,655万円） |
| 控訴審 | 　747万円 | １億2,600万円  | 2,536万円 | １億5,883万円 |
| 上告審 | 　（996万円） | １億500万円  | 3,534万円 | １億4,034万円（１億5,030万円） |
| 計 | 　747万円（2,241万円） | ３億5,700万円  | 8,627万円 | ４億5,074万円（４億6,568万円） |
| ※１　「訴訟手数料」欄の括弧内は、県が負担することとされたいすゞ自動車の訴訟手数料を記載。※２　「計」欄の括弧内は、県が負担することとされたいすゞ自動車の訴訟手数料を含む。 |

○　各審級ごとの意見書の執筆者数等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 執筆者数 | 件　数 | 頁　数 | 作成料 | 合計金額 |
| 第一審 | ７名 | ９件 | 110頁 | 100万円～500万円  | 2,557万円  |
| 控訴審 | 14名 | 14件 | 296頁 | 112万5,000円～300万円  | 2,536万円  |
| 上告審 | 48名 | 18件 | 245頁 | 105万円～525万円  | 3,150万円  |
| 計 | 69名 | 41件 | 651頁 |  | 8,243万円  |

※　執筆者数、件数及び頁数には、無報酬の執筆者を含む。

※　作成料には、相談料を含む。

○　座談会出席者に係る謝礼（出席者９名）　合計384万円